

相続預金の支払手続きのご案内

釧路信用金庫

ご預金のご名義人が亡くなられた場合、相続の手続きが必要となります。

ご預金の相続お手続きにあたり、ご提出いただく書類について、下記のとおりご案内いたします。

原則的な手続きの流れをご案内していますが、内容によりお取扱方法が異なる場合がございます。くわしくは、お取引店にお問い合わせください。

◎相続預金手続きにおける必要書類ご確認チャート

遺言書はありますか

はい
いいえ

遺言による相続または遺贈の場合（P 2）

亡くなられた方が、生前に財産の相続および遺贈について遺言書を作成していた場合が該当します。

遺産分割協議書がありますか

はい
いいえ

遺産分割協議書がある場合（P 2）

法定相続人の間で分割方法を協議し、合意のうえ、分割協議書（法定相続人全員の署名・捺印（実印）があるもの）を作成している場合が該当します。

法定相続人の間で相続分の協議がととのっていますか

はい
いいえ

相続に関する依頼書の場合（P 3）

法定相続人の間で相続分の方法を協議し、合意のうえ、分割方法について本依頼書に記入し手続きする場合（法定相続人全員の署名・捺印（実印）があるもの）が該当します。

裁判所の調停調書謄本または審判書謄本がありますか

はい
いいえ

調停・審判による分割の場合（P 3）

法定相続人の間で分割方法を協議した結果、分割内容について合意できなかった場合等で、裁判所に遺産分割の請求をした場合が該当します。

分割協議がととのってからお手続きください。

I ご用意いただく書類

1. **遺言**による相続または遺贈の場合

- ① 遺言書および家庭裁判所の検認が済んでいることを確認できる資料
※遺言書の種類は、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言等があります。
※自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所の検認が必要です。検認済の確認として、検認済証明書（遺言書に綴じ込みされたもの）または、遺言検認調書謄本が必要です。
- ② 遺言執行者選任審判書謄本
自筆証書遺言等で遺言執行者の定めが無い場合は、家庭裁判所選任の遺言執行者が必要となります。または、相続人全員での遺言執行により、全員の印鑑証明書が必要となる。
- ③ 遺言書情報証明書（法務局の遺言書保管制度を利用した場合）
- ④ 亡くなられた方の戸籍謄本・除籍謄本等（死亡の確認のできるもの）
- ⑤ 遺言執行者の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 家庭裁判所選任の遺言執行者がいるときは、遺言執行者選任審判書謄本
- ⑦ 相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）
- ⑧ 遺言執行者の実印
- ⑨ 亡くなられた方の預金通帳・証書・キャッシュカード等

2. **遺産分割協議書**がある場合

- ① 遺産分割協議書の正本
※法定相続人全員の署名・捺印（実印）が必要です。
※遺産分割協議作成にあたっては「〇〇預金の元金および利息」や「〇〇預金△△円（利息含む）」などの記載をお願い致します。また、当金庫出資金をお持ちの場合は、「出資金△△円（配当金含む）」の記載も合わせてお願い致します。
- ② 亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（または、法定相続情報証明書）
- ③ 相続人全員の戸籍謄本または戸籍抄本
（亡くなられた方の死亡以後、遺産分割協議書締結前の発行3ヶ月以内のもの。
法定相続情報証明書添付の場合は不要です。）
- ④ 相続人全員の印鑑登録証明書（遺産分割協議書締結前の発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）
※遺産分割協議書により指定された承継者の署名・捺印（実印）が必要です。
- ⑥ 遺産分割協議書により指定された承継者の手続き受付日前の3ヶ月以内のもの
（当該協議書に添付されている印鑑証明が期限以内であれば不要となります。）
- ⑦ 承継者（預金の払戻を受ける方）の実印
- ⑧ 亡くなられた方の預金通帳・証書・キャッシュカード等

3. **相続に関する依頼書**による手続きの場合（法定相続人がお一人の場合も含みます）

- ① 相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）
- ② 相続委任状
法定相続人が複数名いる場合で、代表相続人を決め代表者相続手続する場合、他の相続人が代表相続人に対する委任状が必要となります。）
- ② 亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
（または、法定相続情報証明書）
- ③ 相続人全員の戸籍謄本または戸籍抄本
（亡くなられた方の死亡以後で発行後3ヶ月以内のもの。法定相続情報証明書添付の場合は不要です。）
※亡くなられた方の同一の戸籍にいる方は、提出不要です。
- ④ 相続人全員の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 承継者（預金の払戻を受ける方）の実印
- ⑥ 亡くなられた方の預金通帳・証書・キャッシュカード等

4. **調停・審判**による分割の場合

- ① 裁判所の調停調書謄本または審判書謄本
（審判書上確定表示のない場合は、さらに審判確定証明書）
- ② 相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）
※承継者の署名・捺印（実印）が必要です。
- ③ ②の承継者の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
- ④ 承継者（預金の払戻を受ける方）の実印
- ⑤ 亡くなられた方の預金通帳・証書・キャッシュカード等

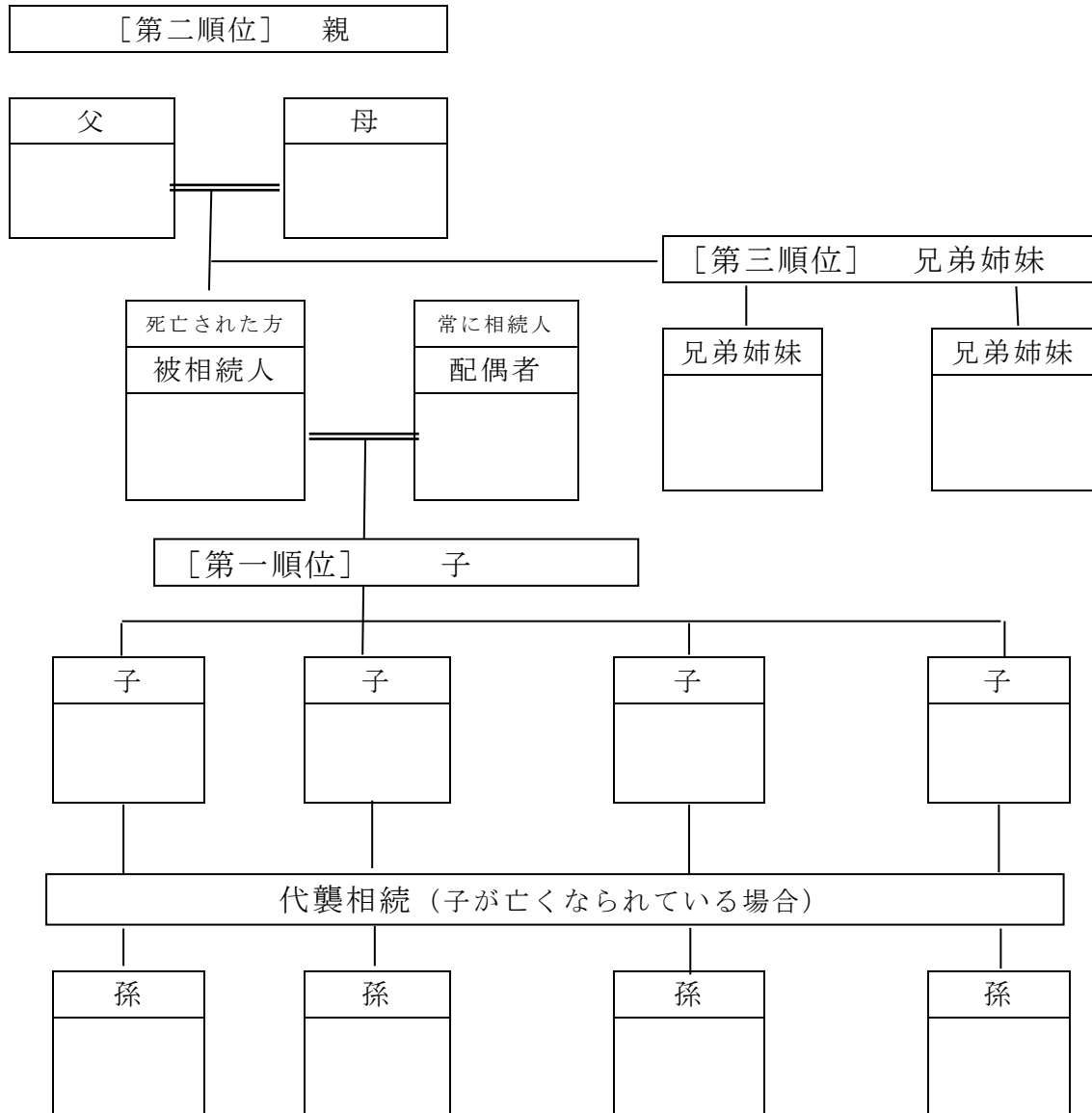
◎戸籍謄本・除籍謄本等のご依頼について

- （1）相続人を確認するため、亡くなられた方の戸籍謄本に加えて、除籍謄本・改製原戸籍謄本を必要とする場合があります。
- （2）本籍地を変更されたとき、結婚や養子縁組により別戸籍に編入されたとき、法律により戸籍簿が改製されたときは、戸籍簿が切り替わりますので、前後の戸籍謄本が必要になります。
- （3）相続人が兄弟姉妹の場合は、亡くなられた方のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要になります。
- （4）戸籍を電算化した自治体は、戸籍謄本を全部（個人）事項証明書として発行しています。

Ⅱ 被相続人（亡くなられた方）及び相続人に関すること

相続のお手続きのために、被相続人（亡くなられた方）を中心とした相続人の関係を確認する必要があります。

下記の説明を参考に相続人の関係をご記入ください。（欄が不足する場合は余白を使用願います。）



【相続人の範囲】

1. 配偶者は常に相続人になります。
2. 下記の方が配偶者とともに相続人になります。
 - (1) 第一順位 子
子が死亡している場合は、孫が代襲相続します。
 - (2) 第二順位 父母（第一順位の相続人がいない場合）
父母の双方が死亡している場合は、祖父母が相続人となります。
 - (3) 第三順位 兄弟姉妹（第一順位、第二順位の相続人がいない場合）
兄弟姉妹が死亡している場合は、甥姪が代襲相続します。

Ⅲ 戸籍謄本について

(1) 被相続人（亡くなられた方）について

相続人の確認のため、亡くなられた方の出生から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要です。

【大正生まれの方の参考例】

- ① 戸籍 1 被相続人（亡くなられた方）が生まれた日
↓
- ② 戸籍 2 結婚で別戸籍に入籍
↓
- ③ 戸籍 3 家督相続（昭和 22 年 5 月迄の旧民法の制度）
↓
- ④ 戸籍 4 昭和 32 年法務省令 27 号により新たに戸籍編成による本戸籍削除
↓
- ⑤ 戸籍 5 平成 6 年法務省令 51 号による改製につき削除
↓
- ⑥ 戸籍 6 亡くなられた日

(2) 相続人の戸籍謄本について

相続人の相続権を確認できる範囲の戸籍謄本または戸籍抄本が必要です。

イ．相続人のうち被相続人の戸籍から除籍（婚姻等）されている方は、現在の戸籍抄本が必要です。

ロ．被相続人と同一の戸籍にいる方は不要です。

ハ．代襲相続が発生する等の場合は、戸籍抄本ではなく戸籍謄本が必要です。

(3) 用語説明

① 除籍

「戸籍の種類」としての意味は、婚姻、養子縁組、死亡などにより戸籍から除かれることです。もう一つの意味として、婚姻、養子縁組、死亡などにより最終的に「在籍者」が誰もいなくなった戸籍のことをいいます。

② 改製原戸籍（かいせいげんこせき）

戸籍の様式が法改正などによって変更になった場合に、従前様式の戸籍をいいます。（「原戸籍（はらこせき）」ともいいます。）

③ 就籍

記載もれなどにより戸籍のない方が、新たに戸籍に記載されることです。